

国立大学法人北海道教育大学利益相反マネジメントポリシー

I 利益相反に対応する目的

北海道教育大学は、「国立大学法人北海道教育大学憲章」に掲げているように、21世紀の知識基盤社会において国立大学の使命をよりよく発揮するために、ひき続き教師教育を軸にしつつ、人間と地域に関する学際的探究、芸術とスポーツによる人間性開発を重ね合わせた先進的な教育研究を推進し発信する大学として再出発し、北海道全域にわたり地域と国際社会に貢献する大学を目指している。

また、北海道における学術・文化の創造を推進する拠点として、地域社会に有益な情報を発信するとともに、国際社会の動向を視野に、海外を含む他の大学や諸機関と連携し、人類の幸福に貢献するという社会貢献を推進するために、教育諸科学をはじめとするあらゆる研究分野における理論的研究と実践的研究を融合的に深め、より高度化し複雑化する現代の諸課題に対応し、先進的かつ学際的研究を推進することとしている。

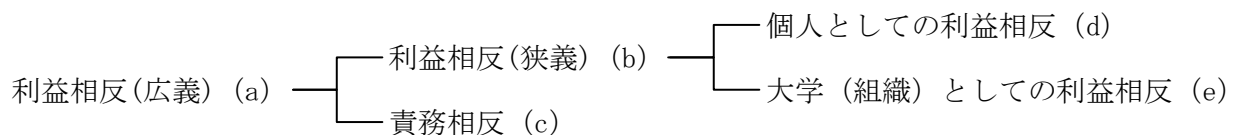
しかし、産学官連携等の社会との連携活動を進める上では、大学や職員等が特定の企業等から正当な利益を得る、又は特定の企業等に対し必要な範囲での責務を負うことは当然に想定され、また妥当なことである。一方、このような大学と企業等の性格の相違から、職員等が企業等との関係で有する利益や責務が大学における責任と衝突する状況、いわゆる「利益相反」といわれる状況も生じうる。また、職員等の学外での産学官連携活動によって、本来の責務であるはずの学生への対応が不十分になるなど、大学の職員等としての責務が果たせなくなる事態が生じる状況、いわゆる「責務相反」という状況も生じうる。

これらの事態に対し適切な対応をしなければ、場合によっては、大学のインテグリティ（社会的信頼）を害し、結果としては産学官連携活動のみならず、大学の教育・研究活動をも阻害する恐れがある。本学のインテグリティを損なわないためには、不可避免的に生じうる利益相反や責務相反に対する適切な対応が不可欠である。

北海道教育大学利益相反マネジメントポリシーは、本学が産学官連携活動を通じて社会貢献という使命を果たしていくために、利益相反や責務相反による弊害を抑え、大学と職員等が公正かつ効率的に業務を遂行するための基本的な姿勢と利益相反や責務相反を適正にマネジメントする方法を示すものであり、広く学内外に明示するものである。

II 利益相反の定義

利益相反という概念について、以下のように定義する。



(a) 広義の利益相反：狭義の利益相反と責務相反の双方を含む概念である。

(b) 狭義の利益相反：職員等又は大学が産学官連携活動に伴って得る利益（実施料収入、兼業報酬、未公開株式取得等）と、教育・研究という大学における責任が衝突・相反している状況をいう。

(c) 責務相反：職員等が主に兼業活動により企業等に職務遂行責任を負っていて、大学における職務遂行の責任と企業等に対する職務遂行責任が両立しえない状態をいう。

(d) 個人としての利益相反：狭義の利益相反のうち、職員等個人が得る利益と職員等個人の大学における責任が相反する状況をいう。

(e) 大学（組織）としての利益相反：狭義の利益相反のうち、大学組織が得る利益と大学組織の社会的責任が相反する状況をいう。

Ⅲ 利益相反マネジメントの基本的な考え方

- (1) 本学は、産学官連携を通して研究成果や知的財産を社会へ還元し、大学としての役割と社会貢献を果たすことを目指す。
- (2) 本学が産学官連携活動を推進するにあたっては、高い透明性と公平性と中立性をもって取り組み、十分な説明責任を果たす。
- (3) 本学が利益相反への対応策を講ずることは、大学の本来の使命たる教育・研究に対する責務が全うされていることを担保し、大学のインテグリティを維持・確保するとともに、産学官連携活動の推進を図るために必要不可欠である。
- (4) 本学は、産学官連携活動に関わる職員個人の責任と利益を大学が適切に分担することによって、職員等が安心して産学官連携に取り組めるように、利益相反マネジメントに対する適切な学内ルール及びシステムを整備する。
- (5) 優れた教育と研究が大学の基本的使命であり、職員等が産学官連携活動を優先させることによって、学生に対する教育面での支障が生じないように、本学は最大限の配慮を払う。

Ⅳ 利益相反マネジメントの対象者及び対象事象

(1) 対象者

本ポリシーの対象者は、職員等とし、次に掲げる者をいう。

- ① 本学の学長、理事及び職員（非常勤職員を含む）
- ② 本学及び本学の職員が行う学外との共同研究、受託研究等に参画する本学の学生等
- ③ その他利益相反マネジメント委員会が指定する者

(2) 対象事象

- ① 「国立大学法人北海道教育大学職員兼業規則」により許可を得て行う兼業活動（国等の行政機関の兼業）を除く。）の場合
- ② 職員等が自らの知的財産権を本学以外の第三者に承継、使用許諾する場合
- ③ 共同研究や受託研究に参加する場合
- ④ 外部から寄附金、設備・物品等の供与を受ける場合
- ⑤ ①～④の相手方等何らかの便益を供与される者に対して、施設、設備の利用を提供する場合
- ⑥ ①～④の相手方等何らかの便益を供与される者から物品を購入する場合
- ⑦ その他研究活動に関し、外部から明白と思われる何らかの便益を供与されたり、供与が想定される場合
- ⑧ 産学官連携活動に学生が参加している場合

Ⅴ 利益相反マネジメントの体制

(1) 利益相反マネジメント委員会の設置

- ① 本学の利益相反マネジメントに関する事項を審議する機関として、利益相反マネジメント委員会を置く。
- ② 利益相反マネジメント委員会は、利益相反マネジメントポリシーの改廃、利益相反防止に関する施策の方針、利益相反に関する自己申告及びモニタリングの審査、その他利益相反に関する重要な事項を審議する。
- ③ 職員等は、利益相反マネジメント委員会の決定に不服がある場合は、学長への異議申立を行うことができるものとする。学長は必要により利益相反マネジメント委員会に再度の審議をさせ、その意見又は学外の有識者等の意見等を参考に学長が最終決定を行う。この場合、職員等はこの決定に従わなければならない。

(2) 利益相反アドバイザーの設置

- ① 利益相反マネジメント委員会は、利益相反に関する専門的見地からアドバイスを得るために、利益相反アドバイザーを設置する。
- ② 利益相反アドバイザーは、利益相反マネジメント対象者の相談に応じるとともに、利益相反マ

ネジメント委員会の求めに応じて、専門的な見地から適切な指導を行う。

VI 学内関係者への啓発の方針

利益相反へ適切に対応をするためには、職員等への周知徹底が不可欠であることからホームページへ本方針を掲載するとともに、利益相反事例を公開する等により周知徹底を図る。

VII 利益相反マネジメントポリシーの見直し

国内外の経済情勢の変動や地域社会の変化，社会通念の変化，法令の改正，北海道教育大学各種規則・ポリシーの改正，利益相反事例の蓄積状況や利益相反アドバイザーの指摘等に適切に対応するために，本利益相反マネジメントポリシーの見直しを適宜実施するものとする。

VIII 利益相反ポリシーの公開

本学は，本学の利益相反に関する情報を必要な範囲で公表することにより，社会に対する説明責任を果たす。